



退職給付会計基準の適用時期、審議される

平成24年1月30日、退職給付会計基準の改正について、企業会計基準委員会（ASBJ）の下部組織である退職給付専門委員会において審議がありました。

ASBJでは、平成23年6月頃から本件の検討が中断していましたが、[今年の1月10日の審議](#)において改正の方向性が示され、改正作業が再開されました。本日の退職給付専門委員会の審議では、これを受けて、適用時期や今回の改正の範囲などが議題に上がりました。

I. 適用時期

現在もなお審議が継続中の状況を踏まえ、[公開草案](#)よりもおおむね2年遅らせる事務局案が示されました（なお、検討が中断される前の[平成23年6月30日のASBJの審議](#)では、公開草案よりもおおむね1年遅らせる事務局案が示され、異論は特にありませんでした）。

① 未認識項目の一括負債計上

【強制適用】

公開草案	事務局案
平成23年4月1日以後に開始する事業年度の年度末（＝平成24年3月31日）から	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末（＝平成26年3月末）から

【早期適用】

公開草案	事務局案
平成23年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から

② 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

【強制適用】

公開草案	事務局案
平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の期首 (=平成 24 年 6 月第 1 四半期) から	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 (=平成 26 年 6 月第 1 四半期) から

【早期適用】

公開草案	事務局案
平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 (=平成 25 年 6 月第 1 四半期) から

③ 注記の拡充

【強制適用】

公開草案	事務局案
平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の年度末 (=平成 24 年 3 月 31 日) から	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末 (=平成 26 年 3 月末) から

委員の意見：

(退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について)

- ・ 先行して国際会計基準(IFRS)への対応を進めている企業の実態においては、関係者がIFRSに基づく退職給付債務等の計算の内容を理解し、対応方針を決めるにはかなり時間がかかっている模様である。このため、日本基準の確定時期にもよるが、日本企業が日本基準改正に対応するためには相当の時間がかかると考えられるため、あともう1年遅らせた方が良いのではないかと。
- ・ IFRSを任意適用している企業のことを考えると、早期適用の開始時期を遅らせる理由は見当たらないのではないかと。

II. その他

公開草案には、退職給付債務の計算の内容などに関する表現にまだ解消されていない指摘事項が残っており、文案の見直しはこれからであるという意見が出されました。これに対し、退職給付専門委員長から、文案の見直しを進めていきたい旨の回答がありました。

また、IFRSの従業員給付に関する基準(IAS第19号)が平成23年6月に改正され、公開草案の公表時(平成22年3月)から状況が変わっていることを踏まえ、今回の改正でどこまでカバーすべきか見直しが必要であるという意見が出されました。

本ニュースは傍聴者の記録に基づくものであり、必ずしも正確性を担保できるものではありませんので御留意ください。

以上